

御代田町ふるさとみよた寄附「こども未来応援分」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさとみよた寄附条例（平成20年御代田町条例第22号）第2条第3号に規定する事業の区分に基づき寄附される寄附金により、文化・高原公園都市として良好な教育環境の整備及び特色を生かした教育の実践のために取り組む保育園、特定地域型保育事業所、認可外保育施設、幼稚園、小学校又は中学校（以下「学校等」という。）の支援（以下「こども未来応援分」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象学校等)

第2条 こども未来応援分の対象となる学校等は、町内に所在する次の各号に掲げる学校等とする。

- (1) 御代田町立の保育園
- (2) 特定地域型保育事業所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。）
- (3) 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。）
- (4) 私立の保育園
- (5) 私立の幼稚園
- (6) 御代田町立の小学校
- (7) 御代田町立の中学校

(対象事業)

第3条 こども未来応援分の対象となる事業は、前条に掲げる学校等が実施する事業のうち、御代田町における教育の振興に資する特色ある各種事業とする。

(実施方法)

第4条 町への寄附金申込の際、寄附者が特に応援したい学校等を指定した上で寄附をした場合、当該寄附額の100分の95を寄附者が指定した学校等に補助又は交付し、100分の5を町が実施する教育振興事業にあてるものとする。

(補助又は交付の実施手順)

第5条 補助又は交付は、次の各号に掲げる手続によるものとする。

- (1) こども未来応援分を受けたい学校等は、事前に登録することとする。
- (2) 町長は、寄附受付状況を取りまとめ、毎年1月に前年の1月から12月までの寄付金額を寄附の指定を受けた学校等に通知する。

- (3) 町長は、原則として毎年12月末までに収納した寄附金を翌年度の当初予算に計上し、寄附の指定を受けた学校等に補助又は交付するものとする。
- (4) 町長は、3号の規定により第2条1号、6号又は7号の学校等に寄附金の一部を交付する場合は、予算の配当時に事業計画書を、執行後に事業報告書を徴しなければならない。
- (5) 町長は、第2条2号から5号までの学校等に補助する場合は、ふるさとみよた寄附「こども未来応援分」補助金等交付要綱（令和3年御代田町告示第 号）に規定するふるさとみよた寄附「こども未来応援分」補助金等交付申請書及びふるさとみよた寄附「こども未来応援分」補助金等実績報告書を徴しなければならない。
- (6) 町長は、1年分の補助又は交付予定額が少額である等の理由で、数年分を合わせて活用することが効果的と認められる場合は、寄附の指定を受けた学校等の希望により寄附金の一部をふるさと創生基金に留保することができる。この場合において、寄附金の留保を希望する学校等は、毎年1月末までに留保の理由を付し、書面で届け出るものとする。
- (7) 町長は、寄附者の一覧を作成し、指定の寄附を受けた学校等に提供しなければならない。ただし、個人情報寄附の指定を受けた学校等へ提供することに同意しない者を除く。
- (8) 町長は、寄附の指定を受けた学校等ごとの寄付金額を公表するものとする。

（登録の申請）

第6条 前条第1号の規定による登録は、ふるさとみよた寄附こども未来被応援学校登録申請書（様式第1号）を提出して町長に申請するものとする。

（登録の決定）

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、適正に審査し、こども未来被応援学校として登録することの可否を決定するものとする。

（決定の通知）

第8条 町長は、前条の規定によりこども未来被応援学校として登録することを決定したとき又はしないことを決定したときは、ふるさとみよた寄附こども未来被応援学校登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により当該学校等へ通知するものとする。

（登録の有効期間）

第9条 登録の有効期間は、前条の規定による通知の日から町長により登録を抹消される日までの期間とする。

（登録後の対応）

第10条 町長はこども未来被応援学校として登録された学校等を一覧にし、ふるさとみよた寄附の募集に際し、広く周知するものとする。

2 こども未来被応援学校として登録された学校等は、卒業生等関係者に対して、パンフレットの配布やホームページによる広報など、積極的な周知に努めるものとする。

3 寄附の指定を受けた学校等は、寄附者に対し使途報告するものとする。ただし、当該寄附者が、住所、氏名等の個人情報を町から学校等へ提供することに同意しない場合を除く。

(登録の変更)

第11条 こども未来被応援学校は、第6条の規定による申請の内容に変更があったときは、ふるさとみよた寄附こども未来被応援学校登録変更届(様式第3号)を速やかに町長に届け出なければならない。

(登録の取下げ)

第12条 こども未来被応援学校は、こども未来被応援学校としての登録を取り下げるときは、ふるさとみよた寄附こども未来被応援学校登録取下届(様式第4号)を速やかに町長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第13条 町長は、登録したこども未来被応援学校が次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき。

(2) その他町長が特に必要はあると認めるとき。

2 こども未来被応援学校は、町長が前項各号の事由を確認するために必要と認める書類を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

ふるさとみよた寄附こども未来被応援学校登録申請書

年 月 日

御代田町長 様

学校等名
代表者氏名
電話番号

ふるさとみよた寄附「こども未来応援分」実施要領に定めるこども未来被応援学校として登録したいので、同要領第6条の規定により申請します。

記

| | |
|-----------------|--|
| 学校等名 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 代表者氏名 | |
| 設立（登記）年月日 | |
| 寄附金の活用を希望する事業内容 | |
| 卒業生との連絡・PR方法 | |
| ホームページ（URL） | |
| 担当所属及び担当者氏名 | |

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

御代田町長

ふるさとみよた寄附子ども未来被応援学校登録（不登録）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、ふるさとみよた寄附子ども未来被応援学校登録について、下記のとおり決定しましたので、ふるさとみよた寄附「子ども未来応援分」実施要領第8条の規定により通知します。

記

登録の決定

登録 ・ 不登録

※（不登録のとき）

不登録の理由

様式第3号（第11条関係）

ふるさとみよた寄附こども未来被応援学校登録変更届

年 月 日

御代田町長 様

学校等名
代表者氏名
電話番号

ふるさとみよた寄附「こども未来応援分」実施要領に定めるこども未来被応援学校として登録している内容に変更があったので、同要綱第11条の規定により届出します。

記

| | |
|-------------|--|
| 学校等名 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 代表者氏名 | |
| 変更の内容 | |
| 担当所属及び担当者氏名 | |

様式第4号（第12条関係）

ふるさとみよた寄附こども未来被応援学校登録取下届

年 月 日

御代田町長 様

学校等名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で決定のあった、ふるさとみよた寄附「こども未来応援分」実施要領に定めるこども未来被応援学校の登録を取り下げたいので、同要領第12条の規定により届出します。

記

| | |
|-------------|--|
| 学校等名 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 代表者氏名 | |
| 取下げの理由 | |
| 担当所属及び担当者氏名 | |